介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る届出について

- 1 趣 旨 平成21年5月施行の改正介護保険法において、介護サービス事業者の不正行為を未然 に防止するとともに、利用者等の保護と介護事業運営の適正化を図るため、事業者に対 し各行政庁への業務管理体制整備に係る届出が義務付けられています。
- 2 内 容 ①事業規模(事業所等数)に応じた業務管理体制を整備し、②電子申請フォームから 届出を行ってください。

① 事業規模(事業所等数)に応じた業務管理体制の整備

	事業所等数			
整備内容	20 未満	20 以上	100 以上	
		100 未満		
①法令遵守責任者	0	0	0	
の選任				
②法令遵守規程の	×	0	0	
整備				**
③内部監査規程の	×	×	0	= 7
整備				設

※事業所等数 =事業所又は施

② 電子申請フォームからの届出

令和5年3月28日13時から、「業務管理体制の整備に関する届出システム」(以下「届出システム」という。)を使った電子申請等による届出が可能となりましたので、原則、こちらのシステムから届出を行ってください。

※「届出システム」運用前に、すでに事業者(法人)番号を取得している事業者は、 新たに事業者番号を取得することはできませんので御注意ください。

※各事業者の事情により、電子申請での届出ができない場合は、京都府高齢者支援課までその旨御連絡の上、以下区分に従い関係行政機関へ届出を行ってください。

※詳細については、京都府ホームページへ掲載しておりますので御確認ください。

事業所等の所在状況	届出先	届出様式
2以上の都道府県の区域、 かつ、3以上の地方厚生局 の区域	厚生労働省(本省)	国が別途作成
2以上の都道府県の区域、 かつ、2以下の地方厚生局 の区域	事業者の主たる事務所が 所在する都道府県	都道府県が作成
京都府の区域内のみ	京都府	
京都市の区域内のみ	京都市	
地域密着型サービス(予防 含む)のみを行う事業者 で、事業所が同一の市町村 内のみに所在する事業者	市町村	市町村が別途作成

3 検査等 京都府では、業務管理体制に関する検査実施要綱及び検査実施要領を定め、運営指 導の際に併せて検査を実施しています。